

## 「ビュースポットおおさか発掘・発信プロジェクト」の効果的な広報にかか る連携・協力に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）と株式会社絆ホールディングス（以下「乙」という。）とは、相互に連携・協力を図ることにより、「ビュースポットおおさか発掘・発信プロジェクト」にかかる取組みを推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携・協力することによって、「ビュースポットおおさか発掘・発信プロジェクト」の効果的な広報にかか  
る取組みの充実を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について相互に連携・協力する。

（1）無人航空機による撮影を含む動画の撮影に関する事項

（2）上記（1）での撮影した動画の編集その他本協定の目的に沿う事項

2 前項に掲げる事項（以下「連携・協力事項」という。）について効果的に実施するため、甲と乙は定期的に協議を行うものとし、具体的な実施事項については、甲乙の協議の上、決定するものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、この協定に基づく取組みの実施にあたり知り得た個人情報等の機密情報を、相手方の書面による事前の承認を得ないで第三者に開示・漏洩してはならない。

2 前項に定める義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

（協定期間）

第4条 この協定の期間は、締結日より令和2年3月31日までとする。

（協定の変更及び解除）

第5条 この協定の内容の変更又は解除は、甲又は乙のいずれかの申出に基づき、甲及び乙の協議によって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、相手方に対して何らの通知も要せず、この協定を解除することができる。

（1）相手方が反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集

団または個人などを含むがこれに限られない。）と関係を有し、又は関係を有することとなったとき。

（2）相手方に対して脅迫的、暴力的または法的な責任を超えた要求をしたとき。

（3）相手方の信用を失墜させ、又は相手方の業務を妨害する行為があったとき。

3 前項の規定により、この協定を解除した者は、この協定が解除されたことによって相手方に損害が生じた場合であっても、これを賠償する一切の責を負わないものとする。

（疑義等の決定）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲及び乙が協議の上で決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和元年12月3日

甲 大阪府

代表者 大阪府知事 吉村 洋文

乙 大阪府中央区内本町1丁目2番12号清美ビル4階  
株式会社絆ホールディングス

代表取締役社長 吉田 昭元